

仙北市建設工事等入札参加者指名停止基準の運用基準

仙北市建設工事等入札参加者指名停止基準の運用については、この基準によるものとする。なお、この運用基準に記載のない事項については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ（平成6年4月20日採択）」及び指名審査会における審議を踏まえ運用することとする。

附 則

この基準は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年1月1日から施行する。

○別表第1

措置要件	期間	運用基準	期間
(虚偽記載)			
1 市の発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 箇月以上 1 2 箇月以内	ア 工事の着手後に虚偽の記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。 イ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。 ウ 工事の着手後に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。 エ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。	1 2 箇月以内 9 箇月以内 6 箇月以内 3 箇月以内
(過失による粗雑行為)			
2 市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。)	1 箇月以上 6 箇月以内	ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。 イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき又は仙	1 箇月以上 6 箇月以内 6 箇月以内 3 箇月以内

<p>3 市内における工事等で前項に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>	<p>北市工事成績評定要領に基づく評定点合計が46点以下のとき。</p> <p>ウ 発注者から文書により修補の指示を受けたとき。</p> <p>エ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。</p> <p>イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき。</p> <p>ウ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>※ （ア）「かしが重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法による監督処分がなされた場合とする。</p>	<p>2 箇月以内</p> <p>1 箇月</p> <p>3 箇月以内</p> <p>2 箇月以内</p> <p>1 箇月</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p>	<p>2 週間以上 4 箇月以内</p>	<p>ア 請負者の事由により、契約が解除となったとき。</p> <p>イ 正当な理由がなく、工期内に工事を完成することができなかったとき。</p> <p>ウ 監督・検査業務の執行を妨害したと認められるとき。</p> <p>エ 施工体制台帳の提出等、必要な報告を怠ったとき。</p> <p>オ その他契約書、仕様書等に違反した場合において、その影響が重大と認められるとき（アからオに該当する場合を除く。）。</p> <p>カ その他契約書、仕様書等に違反したと認められるとき（前号の場合を除く。）。</p>	<p>4 箇月以内</p> <p>3 箇月以内</p> <p>3 箇月以内</p> <p>2 箇月以内</p> <p>2 箇月以内</p> <p>1 箇月以内</p>

5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1 箇月以上	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者（全治30日以上加療を要する負傷者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合	6 箇月以内
	6 箇月以内	イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合	4 箇月以内
		ウ 重傷者を生じさせた場合	2 箇月以内
		エ 軽傷者（負傷者のうち、重傷者以外の者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合	1 箇月
		オ 公衆へ重大な損害（物損の程度が甚大又は社会に及ぼした影響が甚大と認められるとき。以下同じ。）を与えた場合	2 箇月以内
		カ 公衆へ損害を与えた場合	1 箇月
<p>※ 「市発注工事における事故（第5項及び第7項関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として①の場合とする。ただし、②によることが適当である場合には、これによることのできる。</p> <p>① 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合</p> <p>② 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕、送検等をされたことを知った場合</p>			
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 箇月以上	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合。	3 箇月以内
	3 箇月以内	イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合。	2 箇月以内
		ウ 重傷者を生じさせた場合又は公衆へ重大な損害を与えた場合。	1 箇月

<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2週間以上 4箇月以内</p> <p>2週間以上 2箇月以内</p>	<p>※ 「一般工事における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕、送検等をされたことを知った場合とする。</p>	
		<p>ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合。</p> <p>イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合。</p> <p>ウ 重傷者を生じさせた場合。</p> <p>エ 軽傷者を生じさせた場合。</p>	<p>4箇月以内</p> <p>2箇月以内</p> <p>1箇月以内</p> <p>2週間</p>
		<p>ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合。</p> <p>イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合。</p> <p>ウ 負傷者を生じさせた場合。</p>	<p>2箇月以内</p> <p>1箇月以内</p> <p>2週間</p>

○別表第2

措置要件	期間	運用基準	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表</p>	<p>4箇月以上</p> <p>12箇月以内</p> <p>3箇月以上</p> <p>9箇月以内</p>	<p>※ (ア) 贈賄者の地位は、発覚した時点ではなく、行為の時点で判断する。 (以下同じ)</p> <p>(イ) 本基準に定める贈賄とは、刑法第198条に定めるもののほか、特別法の賄賂の供与等に関する罰則規定に該当する行為も含む(以下同じ。)</p>	

<p>する者で、(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>		
<p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が市の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 4 箇月以内</p>		
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>2 箇月以上 9 箇月以内</p>	<p>ア 秋田県内における違反で、20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合</p> <p>イ 秋田県内における違反で、前号以外の場合</p> <p>ウ 秋田県外における違反で、20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合</p> <p>エ 秋田県外における違反で、前号以外の場合</p>	<p>9 箇月以内</p> <p>6 箇月以内</p> <p>6 箇月以内</p> <p>4 箇月以内</p>
		<p>※ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められ</p>	

		るときとは、次のいずれかに該当する場合とする。この場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする（以下同じ。）。	
		①公正取引委員会から排除措置命令が出されたとき。	
		②公正取引委員会から課徴金納付命令が出されたとき。	
		③公正取引委員会から刑事告発がなされたとき。	
		④有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。	
4 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	3箇月以上 9箇月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合	9箇月以内
		イ 前号以外の場合	6箇月以内
(競売入札妨害及び談合)			
5 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。	2箇月以上 12箇月以内	ア 秋田県内における違反で、代表役員等の逮捕等	12箇月以内
		イ 秋田県内における違反で、一般役員等又は使用人の逮捕等	9箇月以内
		ウ 秋田県外における違反で、代表役員等の逮捕等	9箇月以内
		エ 秋田県外における違反で、一般役員等又は使用人の逮捕等	6箇月以内

<p>6 市工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>3 箇月以上 1 2 箇月以内</p>	<p>ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等</p>	<p>1 2 箇月 以内 9 箇月以内</p>
<p>7 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>	<p>ア 市工事等に関し、代表役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 市工事等に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ウ 業務に関し、代表役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 エ 業務に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 オ 市工事等に関し、落札決定後に契約を辞退する、低入札価格調査対象からの除外を申し出る等発注者との信頼関係を著しく損なう行為があった場合。 カ その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>4 箇月以上 9 箇月以内 6 箇月以内 2 箇月以上 6 箇月以内 4 箇月以内 1 箇月 9 箇月以内</p>
		<p>※「法令」の代表的なものとしては、次のものをいう。 ・刑法</p>	

<p>8 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1箇月以上 9箇月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法（昭和24年法律第100号） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ・建築基準法（昭和25年法律第201号） ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ・浄化槽法（昭和58年法律第43号） ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号） ・公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号） <p>ア 秋田県内におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合。</p> <p>イ 秋田県内におけるもので、その他の場合。</p> <p>ウ 秋田県外におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合。</p> <p>エ 秋田県外におけるもので、その他の場合。</p>	<p>9箇月以内</p> <p>4箇月以内</p> <p>6箇月以内</p> <p>1箇月</p>
--	------------------------	---	---